

# 堺北ロータリー・クラブ準会員に関する規程

## 第1条 目的

本規程の目的は、堺北ロータリー・クラブ会員資格の柔軟性を図るため、個人が一定期間内に正会員になることを視野に、ロータリー・クラブや会員と親交を結び、プログラムやプロジェクトに参加し、クラブ会員にどのようなことが期待されるのかを知る機会を提供することを目的とするものである。

## 第2条 準会員の選考及び承認

### 第1節 準会員の資質

準会員になろうとする者は、堺北ロータリー・クラブの正会員になることを視野に、ロータリー・クラブや会員と親交を結び、プログラムやプロジェクトに参加し、クラブ会員にどのようなことが期待されるのかを知る事を要する者とする。

### 第2節 準会員候補者の推薦

本クラブの正会員によって推薦された準会員候補者の氏名は準会員推薦書をもって、本クラブ幹事を通じ、会員増強委員会に提出されるものとする。

### 第3節 被推薦者資格条件の確認

会員増強委員会は、その被推薦者が準会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

### 第4節 推薦者への通知

理事会は、会員増強委員会からの報告を受け、幹事が準会員推薦書を受領した後より1ヶ月以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

### 第5節 被推薦者への説明

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および準会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、準会員入会申込書に署名を求め、本人の氏名をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

### 第6節 準会員の入会手続き

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員(名誉会員を除く)のだれからも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受領しなかった場合は、本規程に定める会費を納めることにより、準会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、所定の会費を納めることにより、被推薦者はクラブ準会員に選ばれたものとみなされる。

### 第7節 準会員の入会

このような選考後に、クラブ会長は、当概準会員の入会式を行い、当該準会員に対して準会員

証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。

#### 第8節 準会員の退会（身分の終結）

準会員が退会を希望する場合は、本人においてその意思を明らかにした書面をクラブに提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### 第9節 正会員であった者の準会員としての入会

過去に堺北ロータリー・クラブの正会員であった者は、退会后1年が経過しない間は準会員として入会できないものとする。

#### 第10節 正会員への変更

準会員が正会員になる場合は、堺北ロータリークラブ細則「第6条 入会金および会費」と「第13条 会員選挙の方法」に基づき正会員になることができる。

### 第3条 入会金及び会費

#### 第1節 入会金

入会金は無料とする。

尚、準会員が正会員に変更するときの入会金は、クラブの定める入会金額とする。

#### 第2節 会費

会費は「ロータリーの友」購読料を含み月額2000円とし、入会までに1年分の会費を一括納入するものとする。但し、年度途中に入会する準会員については、入会初年度は、会費として、入会日の属する月から次の6月までの月数に2000円を乗じた額を納入すれば足りる。準会員が納入した会費は理由の如何にかかわらず返還しない。

尚、RI人頭分担金は適用されない。

### 第4条 出席

#### 第1節 例会及びプログラムやプロジェクトへの出席

準会員は、可能なかぎり例会及びプログラムやプロジェクトに出席し、ロータリー・クラブや会員と親交を図るものとする。

### 第5条 その他

#### 第1節 準会員の職業分類

準会員の職業分類については、正会員と同様とする。

#### 第2節 RI登録

準会員はロータリークラブ準会員として登録しない。

#### 第3節 投票及び定足数

準会員は例会において、クラブ関連の事項についての投票権は有しない。又例会の定足数にも含まれない。

#### 第4節 役職

準会員は、クラブ役員の任務につくことは出来ないが、クラブ委員会に協力できる。

#### 第5節 例会時の食事・飲物代

準会員の例会時の食事代・飲物代は、ゲストと同額を支出するものとする。

第6節－各種事業・行事の参加費

準会員がロータリー・クラブの各種事業・行事に参加する場合、その参加費の額及び納入方法は正会員に準じる。

第7節－ロータリー財団への任意の寄付

ロータリー財団への任意の寄付については、正会員と同様の取り扱いとする。

第8節－書籍・連絡事項

準会員は、書籍の取得・クラブ内の連絡事項については、正会員と同様の待遇を受けるものとする。

第9節－その他、本規程に定めのない事項については、堺北ロータリー・クラブ細則の定めによる。

第6条 改正

本規程は、クラブ細則第5条第3節に規定する定足数の会員が出席する任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に送付されていなければならない。

(堺北ロータリー・クラブ準会員に関する規程)

1. 2016年12月2日（平成28年）制定